

社会福祉法人千葉県福祉援護会

令和6年度 事業報告

I. 事業概要（社会福祉事業）

（1） 障害福祉サービス事業等

- ・障害者支援施設については、2拠点の入所定員数 160 名に対して、年間平均で 94.6%の稼働を維持し、個別の施設入所支援計画に基づき、必要な福祉サービスを提供しました。
- ・障害者支援施設に併設の短期入所については、利用定員数 20 名に対して、年間平均で 59.9%の稼働となりました。
- ・通所事業のうち、生活介護事業については、4拠点の1日当たり総利用定員 230 名に対して、延べ利用者数 57,936 名、就労継続支援B型事業については、1日当たり利用定員 20 名に対して、同 4,979 名、障害児通所支援事業については、1日当たり利用定員 5 名に対して、同 723 名となりました。
- ・福祉ホームについては、入所定員 10 名に対して、年間平均で 63.3%の稼働率となりました。

（2） 介護保険事業等

- ・介護老人福祉施設事業(特別養護老人ホーム)については、2拠点の入所定員 158 名に対して、年間平均で 96.4%の稼働となり、個別の施設サービス計画に基づき、必要な介護保険サービスを提供しました。
- ・介護老人福祉施設に併設の短期入所については、2拠点の利用定員 40 名に対して 98.6%の稼働となりました。
- ・通所事業(介護予防通所介護を含む。)については、3拠点の1日当たり総利用定員 65 名に対して、延べ利用者数 16,782 名となりました。
- ・軽費老人ホームケアハウスについては、入居定員 26 名に対して 91.1%の稼働となりました。

（3） 保育事業

- ・保育所については、2拠点の通常保育の総児童定員 180 名に対して、年間の平均利用児童数が 196 名、一時預かり保育事業については、総利用児童数 1,212 名、延長保育事業については、同 4,818 名となりました。

II. 事業概要（公益事業）

- ・居宅介護支援事業について、3拠点での居宅介護支援(介護予防支援を含む。)計画作成・モニタリングの件数は、延べ 4,060 件となりました。
- ・サービス付き高齢者向け住宅については、入居定員 63 名に対して、年間平均で 93.1%の稼働率となりました。
- ・訪問介護事業(介護予防訪問介護を含む。)については、年間で 10,828 件の実績となりました。

した。

- ・障害者(児)相談支援事業について、2拠点でのサービス利用計画作成・モニタリングの件数は、延べ831件となりました。
- ・地域包括支援センターについては、3拠点を受託しており、総合相談件数が延べ4,634件、個別対応として、虐待事例の取り扱いは40件、高齢者問題を含めた世帯での複合的な課題に関する対応は66件となりました。また、併設の介護予防支援事業に関しては、年間で延べ5,394件の実績となりました。
- ・船橋市より受託している障害児(者)総合相談支援事業については、延べ相談件数は11,741件となりました。

Ⅲ. 事業概要(施設・設備整備)

- ・障害者支援施設『ローゼンヴィラ藤原』において、東京センチュリー㈱とのリース契約により、ナースコール設備の更新を行いました。(事業費計：16,724千円)
- ・複数の施設、事業所において、耐用年数の到来後に除却した器具・備品の更新を行いました。

Ⅳ. 事業収支等概要

(1) 事業活動計算について

- ・令和6年度のサービス活動収益は、介護保険事業並びに障害福祉サービス事業に関して、は、介護職員に対する処遇改善を含む報酬改定を受けて、昨年度比で、それぞれ+2.7%、+4.6%、保育事業について、制度内の超過定員の運用が叶ったことにより+12.1%と、いずれも昨年度実績を大きく上回ったこと、これに加えて、ご逝去されたご利用者のご家族からの大口の寄付金もあり、法人全体で+4.6%の増益となりました。
- ・法人全体のサービス活動費用は、昨年度比+3.0%となり、その内訳として、報酬改定に伴う処遇改善相当額を介護職員への給与に充てたことにより人件費が+3.5%、事業費については、諸物価高騰の影響を受けて+2.1%と、いずれも例年の伸び幅を大きく上回りました。
- ・サービス活動増減差額(昨年度比+389.3%)、経常増減差額(同+234.8%)、当期活動増減差額(同+226.4%)について、いずれも昨年度実績対比で大きく上回る結果となりました。

(2) 資金繰りについて

- ・年度末の拠点区分間貸借の清算にあたっては、民間金融機関との当座貸越契約に基づく資金を440,000千円(上限額500,000千円)、別途にて優遇金利を提示した千葉銀行より50,000千円、合計490,000千円を調達しました。
- ・過度実行済みの福祉医療機構によるコロナ対応緊急貸付金(80,000千円)について、元金償還の据置対象期間となっていることから、昨年度と同様に、民間金融機関の短期運営資金借入金に依存することなく、通期で安定した資金繰りが可能となりました。

V. 内部管理体制の決議内容とその運用状況

(1) 決議の内容の概要

内部管理体制の基本方針は、令和5年6月29日付けで理事会の承認を受けて以来、令和6年度中に改正はありませんでした。(以下全文)

社会福祉法人千葉県福祉援護会（以下、「法人」という。）の内部管理体制に関する基本方針を次のとおり定めます。

なお、法人は、この基本方針に基づく内部管理体制の整備・運用状況を定期的に評価のうえで必要な改善措置を講じるほか、内外の要因による経営環境の変化に応じて不断の見直しを行い、一層適切かつ実効性のある内部管理体制の整備と運用に努めてまいります。

1. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ① 理事会は、定款及び“理事会の運営に関する規則”に基づき、事業年度内に4回以上開催することを常とし、業務執行上の重要事項を審議し、決議するとともに、各理事の職務執行を監督します。
- ② 評議員会は、定款及び“評議員会の運営に関する規則”に基づいて適正に運営するものとし、法人経営を監督する機能を明確にします。
- ③ 理事長及び業務執行理事は、定款及び“理事の職務等に関する規則”に基づいて職務を執行するものとし、その権限において行った事項については、理事会にて報告するものとします。
- ④ 理事会の下部組織として事業並びに業務管理を行うことを目的とした経営本部を置き、日常的な業務を行う上で生ずる課題等を“経営会議規程”に基づく経営会議（以下、単に「経営会議という。」）を通じて審議するとともに、その中で特に重要であると認められる事項を理事会に付議することで、法人の経営課題を、日常業務を執行する視点から捉えてゆくことを継続してゆきます。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ① 評議員会、理事会、その他法人が設置する重要会議等についての議事録をはじめ、理事の職務執行に係る様々な記録文書については、定款及び関連する内部規程に基づいて事実に忠実に作成してまいります。
- ② 上記の議事録、理事の職務執行に関する重要な記録文書等については、“文書管理規程”に基づいて、時系列に紙媒体で保存するほか、電磁的記録媒体にてバックアップをとり、災害等による記録情報の散逸を防止するために日常的な管理を行ってゆきます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ① 法人の業務として取り扱う様々な個人情報については、“個人情報管理規程”並びに“特定個人情報管理規程”に基づいて厳格に管理するとともに、不用意な情報漏えいを防止する措置を講じてゆきます。
- ② 事業活動に係る事故や苦情等については、法令や内部規程、マニュアル等に基づいて、各施設・事業所が自律的に管理することを原則としつつ、これを単一の施設・事業所に留まらず、法人全体で再発防止策を講じてゆけるよう、経営会議を通じて必要な情報を共有してゆきます。
- ③ 法人の経営に大きな影響を及ぼすおそれのある重大なリスクについては、その対応方針等を、経営会議にて審議するものとし、その経過と結果を理事会に報告するものとします。

- ④ 大規模自然災害、新型コロナウイルス感染症などのリスクに関して、法人の『事業継続計画（ＢＣＰ）』に基づき、各拠点で行う事業の別、地域の特殊性などを踏まえて個別の行動計画を策定し、有事の際に実効性のある職員教育と訓練を実施します。

4. 理事及び職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ① “理事の職務等に関する規則”に基づき、理事長及び業務執行理事の担当業務を明確にし、事業運営の適切かつ迅速な推進を図ります。
- ② “内部監査規程”に基づいて、業務の適正性及び効率性を確保するための内部監査を定期的 to 実施し、その結果を理事会に報告することとします。
- ③ 内部監査の一貫として、“法令遵守規程”に基づく法令遵守監査を、定期的 to 実施します。
- ④ 法人内部で実施する法令遵守監査、あるいは行政等が実施する監査、調査、検査等の結果を理事会に報告するとともに、経営会議において法令遵守意識の高揚を全法的に図ってゆきます。
- ⑤ 内部監査、法令遵守監査等の監査制度、あるいは公益通報制度等を通じて、職務執行上の異状を速やかに検知するとともに、あらゆる不正行為、違法行為を未然に防止するために必要な措置を講じてゆきます。

5. 監事による監査業務の適正性を確保するための体制について

- ① 監事は、“監事監査規程”に基づいて、公正不偏の立場で監査を行うこととします。
 - ② 監事は、法人及び施設・事業所の業務の適正性を、直接調査することができるものと し、その結果を理事会に報告するものとします。
 - ③ 理事長及び業務執行理事は、その職務の執行状況について、四半期ごとに監事に報告を行うものとします。
 - ④ 監事が、その職務を補助する職員の配置を求めた場合は、理事会にてその必要性を審議の上で、そのキャリア・適性等を考慮して、独立した専任の職員を配置することとします。
- その場合には、その職員への指揮命令権は監事に属するものとし、人事考課、処遇、異動、懲戒等の人事措置を行使するにあたっては監事の意見を取り入れるものとします。
- ⑤ 理事及び職員は、法人に著しい損害を与えるおそれのある事実や法令、定款等に反する行為などを知り得たときは、速やかに理事長、業務執行理事並びに監事に報告するものとします。
 - ⑥ 理事及び職員が、監事に対して職務の執行状況の報告を行った場合、あるいは“公益通報取扱規程”に基づく通報を行った場合に、その者に対してその報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことはしません。
 - ⑦ 監事が、その職務を執行する上で必要な費用の弁償を求めた場合は、速やかにその請求に応じることとします。

(2) 運用状況の概要

上記に基づいて、コンプライアンスとガバナンスの適正化に努めました。

特に、これまで、感染防止の観点により書面で実施していた内部監査を実地監査に切り替え、各事業の業務に関して、その運営の適切・妥当性の検証に努めました。

事業報告の附属明細書

令和6年度事業報告には、社会福祉法施行規則第2条の2第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません。

社会福祉法人 千葉県福祉援護会